



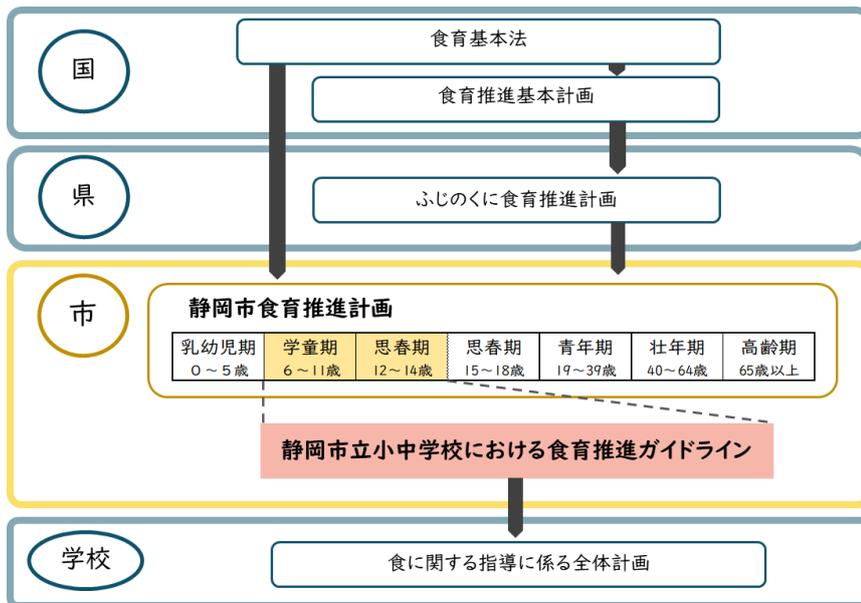
推進

ガイドライン

本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、令和6年3月から施行される第4次静岡市食育推進計画を受けて、基本理念の『食で「しずおか」のつながり』を深め、未来の健康を育もう～みんなでおいしく食べて、元気あふれるまちづくり～に沿った食育が、学校現場において、円滑かつ確実に実施されることを目的に策定しました。

本ガイドラインの位置づけ



国は、食育によって「現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与する」ことを目的とし、平成17年に『食育基本法』を施行しました。そして、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年に『食育推進基本計画』を策定しました。この計画は、以降5年ごとに改定し、現在は『第4次食育推進基本計画』を施行しています。



第4次食育推進基本計画 農林水産省

静岡市は、食育基本法第18条第1項の規定に基づき、平成20年より『静岡市食育推進計画』を作成、以降改定を重ね、令和6年3月からは『第4次静岡市食育推進計画』を施行します。

本ガイドラインは、この第4次静岡市食育推進計画を上位計画に掲げ、学童期および思春期の児童生徒に対する学校現場における食育の在り方や、食育に関わる教科領域を始めとした教育活動、そして学校生活における様々な場面での食育の取り入れ方について示しています。

第4次静岡市食育推進計画の概要

基本理念 食で「しずおかのつながり」を深め、未来の健康を育もう ～みんなでおいしく食べて、元気あふれるまちづくり～

静岡のおいしい食材を中心に、それぞれが楽しみながら味わい、健全な食生活とともに、食を大切にする、心豊かな人間性を育むこと目指します。

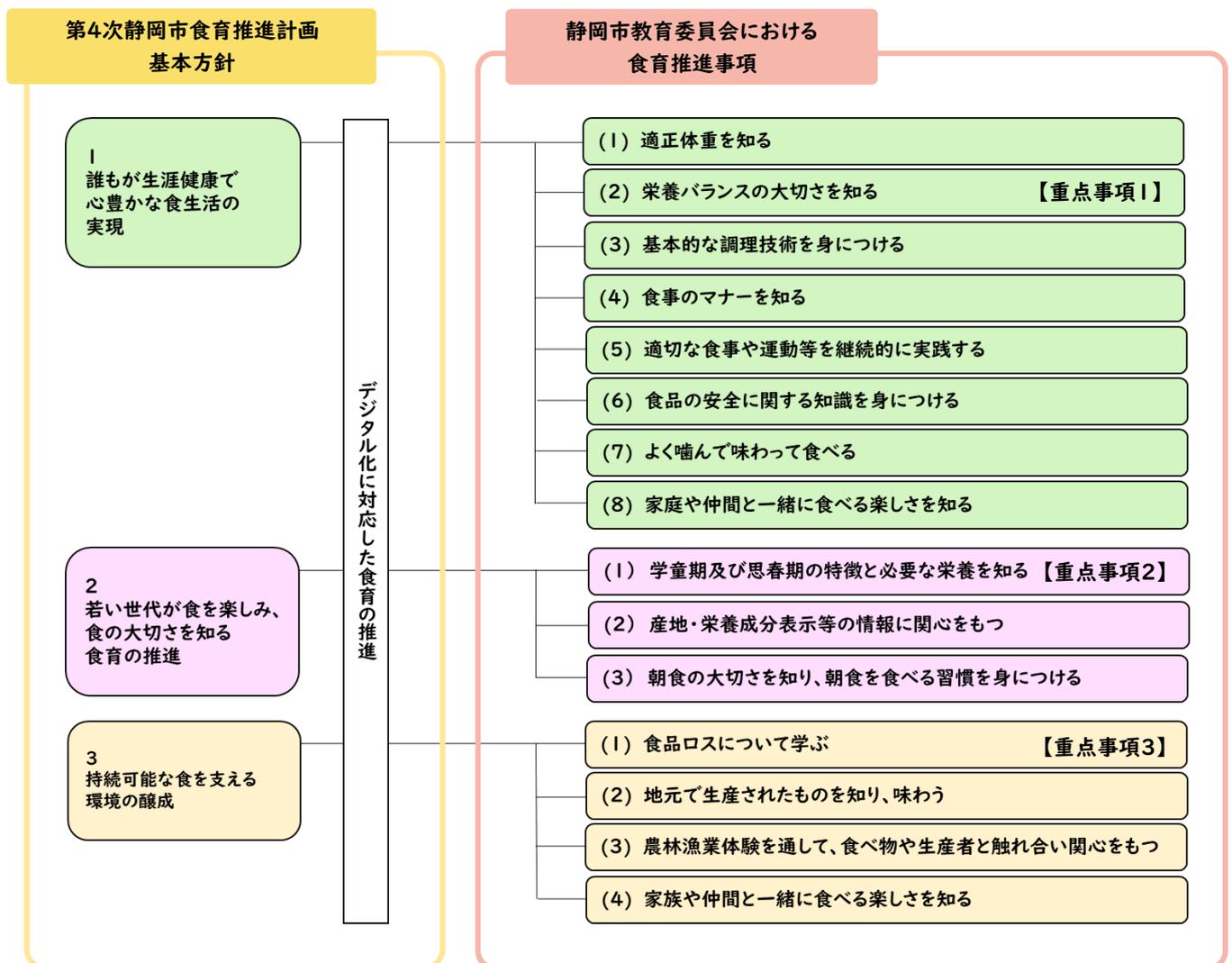
- 基本方針**
- 1. 誰もが生涯健康で心豊かな食生活の実現
 - 2. 若い世代が食を楽しみ、食の大切さを知る食育の推進
 - 3. 持続可能な食を支える環境の醸成



第4次静岡市食育推進計画 健康づくり推進課

第4次静岡市食育推進計画に対応した静岡市教育委員会食育推進事項

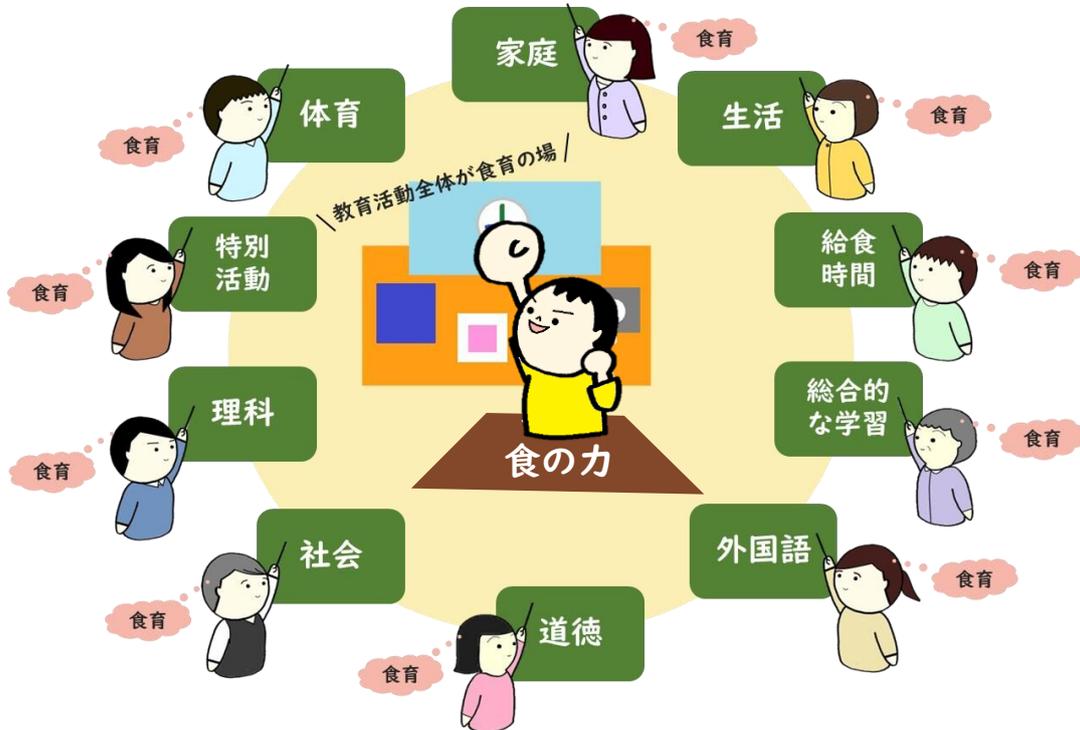
第4次静岡市食育推進計画で掲げられる、基本理念および基本方針に従い、静岡市の児童生徒が、生涯にわたり健全な食生活とともに、食を大切にする豊かな人間性を育む基礎を築くための、静岡市教育委員会としての推進事項を下表に示します。



静岡市教育委員会における推進事項のうち、基本方針ごとに特に重要と考えられる項目については「重点事項」に位置づけました。

これからの食育のイメージ

教育活動に関わる大人全員が常に食育の視点を持ち、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して実施する。



静岡市教育委員会における食育が目指すのは、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間としての揺るぎない土台が築かれた子どもたちの姿です。これをもって次のライフステージに送り出すことが、静岡市教育委員会の食育における目標です。

関連文書

【食育基本法 第11条第1項 教育関係者及び農林漁業者等の責務 より一部抜粋】 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

【学習指導要領(平成29年告示) 総則編 第3章 教育課程の編成及び実施 より一部抜粋】 食に関する指導に当たっては、体育科における望ましい生活習慣の育成や、家庭科における食生活に関する指導、特別活動における給食の時間を中心とした指導などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要

教育活動のあらゆる場面に食育の要素を!



ぜひ、静岡市学校給食ウェブサイト「しよっかんくんとおいしい静岡 いただきます!」を御活用ください。

- ・学校給食センターや単独調理場が発信する、現場の情報満載ブログ
- ・食材や料理のあれこれがわかる、おたより
- ・食に関する1~2分の動画
- …など

活用次第で、様々な教科領域における食育のエッセンスとなりうる資料や情報が盛りだくさんです!



教育課程における食育の推進

本ガイドラインの内容は、『学習指導要領(平成29年告示)』および『食に関する指導の手引き—第二次改訂版—』に基づき作成しました。

学習指導要領とは、全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が告示する初等教育および中等教育に教育課程(カリキュラム)の基準です。これにおいて、「学校における食育の推進」は総則に位置づけられ、教育課程の編成及び実施に当たって、教科横断的な視点に立ち、新たに食に関する指導の全体計画と関連付けながら効果的な指導が行われるよう留意することが明記されています。

そして、文部科学省が作成する、食に関する指導の手引きには、学校における食育の必要性、食に関する指導の目標、食に関する指導の全体計画、食に関する指導の基本的な考え方や指導方法、食育の評価等が示されています。下記に示したのは、食に関する指導の手引きにある「食育の視点」です。食育を教科横断的に、また教育活動全体を通して実施するにあたり、関わる大人全員が常に「食育の視点」をもって、あらゆる教育活動に臨み、適切な場面で食育の要素を加えることが、学校現場における食育の円滑かつ確実な実施につながります。

食に関する指導の手引き—第二次改訂—に示されている【食育の視点】

- ① **【食事の重要性】** 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。
- ② **【心身の健康】** 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。
- ③ **【食品を選択する能力】** 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。
- ④ **【感謝の心】** 食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。
- ⑤ **【社会性】** 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。
- ⑥ **【食文化】** 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。



小学校学習指導要領 総則編
文部科学省



中学校学習指導要領 総則編
文部科学省



食に関する指導の手引き—第二次改訂版—
文部科学省



本ガイドラインの効果検証について

学校現場における食育の実態および成果と課題について検証するため、毎年「食育推進状況調査(学校アンケート)」および「食育に関する保護者アンケート」を実施し、その結果をもって効果検証します。

なお3つの「重点事項」については、第4次静岡市食育推進計画の評価項目として搭載されています。

第4次静岡市食育推進計画に搭載されている教育委員会関連項目

- | | |
|--|-----------|
| ・ 栄養バランスに関わる食育を、栄養教諭・栄養士を活用して実施した学校の割合 | …重点事項1に関連 |
| ・ 学童期や思春期に関わる食育を実施した学校の割合 | …重点事項2に関連 |
| ・ 食べ残しや食品ロスに関わる食育を、学校給食と関連させて実施した学校の割合 | …重点事項3に関連 |